

◇住居確保給付金の概要◇

1. 住居確保給付金とは

離職等により経済的に困窮し、住居を失った者又は住居を失うおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。

2. 事業の対象者

申請時に次の①から⑧の要件のすべてに該当する者

①離職等により経済的に困窮し、住居を失った者又は住居を失うおそれのある者

- ・生活実態確認のため、公共料金の支払い状況を確認できる書類が必要です。
- ・住居を失った者は、住宅入居後に住民票の提出を求めることがあります。
- ・住宅入居に係る初期費用、共益費、管理費は対象外です。

②離職等の日から2年以内の者

③離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた者

- ・離職等の日においては主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含みます。

④申請を行った月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に家賃相当額を合算した金額（収入基準額）以下であること

- ・収入の主なものは、就労収入、事業収入、雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金、親族等からの継続的な仕送りなどですが、詳細はお尋ねください。

世帯	基準額	家賃相当額の上限	収入基準額
単身	78,000円	29,000円	107,000円
2人	115,000円	35,000円	150,000円
3人	140,000円	38,000円	178,000円
4人	175,000円	38,000円	213,000円
5人	209,000円	38,000円	247,000円
6人	242,000円	41,000円	283,000円
7人以上	275,000円	45,000円	320,000円

⑤申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する現金及び預貯金の合計額が次の金額以下であること

世帯	金額	世帯	金額	世帯	金額	世帯	金額
単身	468,000円	2人	690,000円	3人	840,000円	4人以上	1,000,000円

- ・負債があっても、現金及び預貯金と相殺できません。

⑥ハローワークに求職申し込みを行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う者、又は行っている者

- ・病気等で求職活動ができない場合は、対象となりません。

⑦国の雇用施策による給付金（職業訓練受講給付金）、又は、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていること

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

3. 支給方法・支給額

①支給方法：賃貸住宅の貸主等の口座に直接振り込み、申請者への現金支給はできません。

②支 給 額：実家賃との差額は申請者が自ら支払う必要があります。

世帯員数	上限額	世帯員数	上限額
単身	29,000円以内	6人	41,000円以内
2人	35,000円以内	7人以上	45,000円以内
3人～5人	38,000円以内		

- ・世帯の収入が、「2. 事業の対象者④」の基準額を超える場合は、調整を行い一部支給します。
- ・支給期間中であっても収入が基準額を超えた場合は、支給が中止されます。
- ・賃貸住宅の貸主等が暴力団等と関係を有することが確認された場合、直ちに振込みを中止します。

4. 支給期間

原則3ヶ月

- ・一定の条件を満たせば、延長できる場合があります。詳細はお尋ねください。

5. 支給期間中の就職活動

支給期間中は、下記①～③の要件を満たす就職活動をしていただきます。

- ①毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること
 - ②毎月4回以上、鳥栖市生活自立支援センターでの就労に関する面接を受けること
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

・就労支援に関する指示に従わない場合や就職活動を怠った場合は、支給が中止されます。

6. その他

○申請や支給に必要な書類等は必ず原本を提示し、コピーを提出していただきます。

○住居確保給付金を受給した者は、直近の離職が解雇（申請者に責任がある場合を除く）以外の場合、再度の支給申請はできません。

○不適正受給防止のため、過去の受給記録を確認（転入者については前住所地自治体に確認）し、ハローワーク等関係機関に必要な情報の提供を求めることがあります。

○虚偽の申請や届出など不適正受給に該当することが判明した場合、直ちに支給を中止し、既に支給した分の全額又は一部について受給者又は受給者だった者に返還していただくことになります。

○犯罪性がある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査協力を行う場合があります。

※詳細は鳥栖市生活自立支援センターにお尋ねください。

鳥栖市生活自立支援センター

〒841-8511

鳥栖市宿町1118番地 地域福祉課内 ※受付時間：平日9時～17時

☎ 0942-85-8538（直通） / E-mail : c-fukushi@city.tosu.lg.jp

※ 詳細をお聞きしてから申請書をお渡ししております。

必ず事前にご相談下さい。